

公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業審査委員会審査要領

公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業審査委員会設置要綱第4条に定める審査要領は、次のとおりとする。

1 審査方法

- (1) 審査委員は、助成金交付申請書を基に、次の①から②に示す方法により評価点を算出する。
 - ① 評価項目は、次項に掲げる5項目とする。
 - ② 一つの評価項目につき、評価に値すると認める場合に2点を、一定程度評価する場合は1点を付与し、全評価項目に係る点数の合計を当該審査委員の評価点とする。ただし、過去3か年度以内に当該助成金の交付を受けた実績のある団体又は個人については、当該評価点から1回の助成につき0.5点を減じるものとする。
- (2) 上記(1)で算出した各審査委員の評価点を合計し、当該審査に参加した審査委員の人数で除して得た平均点（小数点以下第2位を四捨五入する。）を当該申請事業の評価点として、これを基に審査を行う。

2 評価項目

評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 独創性
事業内容に独創的な発想があり、市民に文化との新しい出会いをもたらすと期待されるもの。
- (2) 適時性
事業への助成が、活動する団体や個人の育成と市民文化の向上・発展に時宜を得ていると認められるもの。
- (3) 技能性
作品の芸術性や出演者の技能水準が高いもの。
- (4) 郷土性・地域性
広島歴史・文化等を市民や他都市等に紹介するなどにより、地域の活性化や地域の文化振興への寄与が大きいものと認められるもの。
- (5) 活動実績
継続して、申請団体・個人が、活発に文化活動を行い、地域文化の振興に貢献していると認められるもの。

3 理事長への報告

委員長は、第1項第2号の審査が終了したときは、速やかに、その内容を理事長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年３月３１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。